

## 横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会要綱

制定 平成 26 年 1 月 10 日 港湾資第 324 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会条例(平成 25 年 12 月横浜市条例第 65 号。以下「条例」という。)に基づき設置する横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）に係る必要な事項を定めるものとする。

### （担当事務）

第 2 条 条例第 2 条に規定する委員会の担任する事務（以下「担当事務」という。）の細目については、次に掲げるものとする。

- （1）審査項目に関すること。
- （2）事業提案書の評価に関すること。
- （3）事業者の選定に関すること。
- （4）事業計画及び事業主体の変更の検証・評価に関すること。
- （5）その他市長が必要と認める事項

### （委員）

第 3 条 条例第 3 条第 2 項に定める学識経験とは、港湾、都市計画、建築、経営・会計などに係る分野の経験とする。

- 2 委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその委員の職を解くものとする。

### （会議の公開）

第 4 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、委員会の会議については、一般に公開する。ただし、同条各号に該当する場合は、委員長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議を非公開とするときは、委員の承諾を得なければならない。
- 3 委員長は、会議を非公開とする決定をした時には、その旨を宣告する。
- 4 会議が非公開となった場合は、傍聴者は、会議場から退去しなければならない。

### （委員の責務）

第 5 条 委員は、担当事務を常に公正かつ公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募事業者及び応募することが見込まれる事業者等の関係者と、担当事務に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した事業者等を選考対象外とする。
- 。

- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も漏らしてはならない。  
ただし、横浜市又は事業者自らが公表した情報については、この限りでない。
- 5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。  
ただし、横浜市又は事業者自らが公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、港湾局港湾管財部管財第一課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。